

緊急経済対策に関する意見書

世界的な金融危機に端を発した不況の影響で、我が国の雇用情勢は急速に悪化し、製造業を中心に派遣労働者などの非正規雇用者等の解雇・雇い止めが行われており、国民は生活に対する不安感が高まっている。

このような中、本市においては、いち早く緊急経済対策会議を設置し、緊急経済対策の一環として、臨時職員の募集や公営住宅への一時入居などに取り組んでいるところである。

しかし、先行きの見通しが立たず、また緊急経済対策に要する財政負担も大きく、今後も更なる離職者が生まれると言われていることから、国において抜本的な対策を早急に講ずることが強く求められている。

よって、美濃加茂市議会は、次の事項について適切な対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 住まいのない離職者に対して、当面の生活支援や住まいの確保など、生活の安定につながる即効性のある施策を強力に推進すること。
- 2 離職者に対する雇用創出の対策を進めるとともに、雇い止め等の防止に向け、労働条件など雇用問題に関する相談窓口の拡充を図ること。
- 3 労働者派遣法の改正を行い、労働者の権利を守る法整備を行うなど、雇用全般のあり方について緊急に対応すること。
- 4 離職者等に対して地方自治体が特別に実施した支援策について、必要な財政措置を行うこと。
- 5 中小零細企業に対して、早急に必要な諸支援策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣